

小鹿総政第274号

平成29年11月15日

各課所長様

小鹿野町長 森 真太郎

平成30年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

平成30年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

平成30年度予算編成方針

1 国の予算編成の動向

内閣府が10月に公表した月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」としており、景気の先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

国の平成30年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2015」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしており、「これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

埼玉県の平成30年度予算編成方針では、「景気は緩やかな回復基調にあるものの、税収の動向は不透明で、昨年度を大きく上回る収支不足が見込まれており、歳入の確保、歳出の見直しにこれまで以上に徹底して取り組む必要がある。」とし、平成30年度収支不足額を現時点で1,217億円見込んでいる。

国・県ともに厳しい財政状況の中、歳出改革・財源の確保に努めており、依存財源が大きい本町においては、国・県の動向を注視し、自主財源の確保、歳出の削減が最重要課題となっている。

2 小鹿野町の財政状況と今後の見通し

本町の財政において、歳入の約40%を占めるのが地方交付税であるが、合併算定替による特例措置分が、平成28年度から平成32年度まで段階的に減少していくこととなっており、平成29年度では5千8百万円の減、算定替が終了する平成33年度は2億円減の大幅な減収となる見込みである。また、少子高齢化による人口減少に伴い、

自主財源の根幹をなす個人住民税等の税収が減少することも予測されており、厳しい財政状況が予想される。また歳出においても、公債費や社会保障費の増加、広域組合に対する負担金など、今後も多くの費用を要することが予想される。さらに、平成32年度末で発行期限を迎える合併特例債の使途についても、庁舎建設の可能性も含め、どの事業にどの程度充てるのか精査していく必要がある。

こうしたことから、これまで以上に行財政改革を強力に進める必要があるため、昨年度より導入している事務事業評価を推進・活用することにより、町民の視線に立った事務事業の成果の検証・見直し・再構築などスクラップ・アンド・ビルドを適切に実施し、町民主体の事務事業の選択と重点化を図ること。

また、若者の定住促進や雇用の場の創出等、町の抱える諸課題に果敢にチャレンジし、町の繁栄と発展に繋げるため、基本理念推進の3S、スピード・スマイル・スリムを念頭に、町民の言葉に耳を傾け、町民ファーストの行財政運営が実現できる予算編成となるよう、職員とのさらなる協力と努力をお願いしたい。

3 予算編成基本方針

(1) 平成30年度予算は、小鹿野町総合振興計画、まちひとしごと総合戦略及び過疎計画を基本とし、これまでの成果等を十分に踏まえ、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、事務事業評価により検証した事業は、予算に反映させること。

その他の事業についても、事業の優先性、重要性、費用対効果が町民にとって真に必要なものか十分検証し、歳出削減の徹底を図った予算要求となるよう努めること。

(2) 投資的経費及び施設の修繕費については、公共施設等総合管理計画を基本とするが、単に計画どおりに進めるのではなく、今後の維持管理の方向性と施設の統廃合も含め、本当に必要な施設に必要な経費をかけるよう、事業の選択と集中を一層推進すること。

なお、修繕費は地方公会計制度において、その支出の内容が単に原状回復のためなのか、それとも資産価値を高めるものなのか把握する必要があるため、予算要求時に修繕内容を把握しておいていただくようお願いしたい。

また、起債残高の増加により、公債費の負担が財政運営に大きく影響することを念頭に置き、安易に起債に頼ることなく、補助金等を有効活用し、財源の確保に努めること。

(3) 施設運営費及び維持管理費等に要する委託料については、既存事業においては、その費用について適正かどうか検証し、費用対効果の面から見直しを行うこと。廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。

(4) 補助金・負担金については、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。

特に、団体の運営費補助的な補助金については、決算書等を細かく点検し、統廃合を含めた検討を行うようお願いしたい。

(5) 歳入に関しては、依存財源の多い本町にとっては、予算編成の重要な要素となるため、法律改正や制度改正に伴う国・県の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、有利な補助金の発掘・活用に努めること。

なお、町税に関しては、自主財源の根幹をなすものであることから、税負担の公平性の確保はもとより、収納率の向上のため、変わらぬ努力をお願いしたい。

また、手数料・使用料等については、過去の決算額や現在の社会経済情勢を的確に把握し、過大な見積もりとならないよう十分精査すること。また、使用料は施設の利用により得られるものであることから、施設の利用度を増加させるよう運営に工夫をこらすこと。

(6) 特別会計及び事業会計についても、一般会計と同様な扱いとするが、独立採算の原則に立ち、中長期的な視点に立った経営を行えるよう徹底した効率化、経営健全化に取り組み、一層の経営基盤の強化に努めること。

繰出金については、法定外の繰出金において県からも極力無くすようにと指導を受けており、一般会計からの繰出しに頼ることのない経営計画策定に努めること。

病院事業会計については、大変厳しい経営状況ではあるが、町立病院は地域の中核医療施設であり、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、経費削減を常に念頭におきながら、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

(7) 新規に行う事業については、事業の必要性など、あらゆる角度から検証を行い、全体計画を作成するなど、後年度負担を十分に精査すること。

4 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途、総合政策課長より各課所長あてに通知する。